

ふれあいネットワーク



三種町社協だより

きずな



令和2年

6月

第56号

三種町社会福祉協議会
秋田県山本郡三種町森岳字上台93-5
TEL (0185) 72-4400
FAX (0185) 83-3200

ホームページでもご覧になれます ▶▶▶

三種町社協

検索



1月24日・2月20日 下岩川保育園との交流会（三種町地域福祉センター）



— 題 字 —

下岩川小学校 新1年生さんが題字を書いてくださいました。

1月24日・2月20日に、山本デイサービスとの交流会にて、3月に閉園となった下岩川保育園の最後の卒園生として、歌やダンスを披露していただきました。

事業計画

基本方針

近年の地域社会は少子高齢化と人口減少、単身世帯の増加や核家族化の進行、血縁や地縁等の共同体機能の脆弱化といった社会構造的な変化を来しており、住民の抱える福祉課題はますます複雑化、多様化しています。このような課題に対応するため、福祉関係者においては既成の制度的枠組みや、「支える側」「支えられる側」といった従来の固定的な関係ではない、人と人、人と社会がつながりを見直し、一人ひとりが生きがいや役割を持って支え合いながら暮らしていける包摂的なコミュニティとしての「地域共生社会」の実現が目指されています。

このような状況を踏まえ、本会では町と共同で令和2年度から5年間の地域福祉推進の指針である『第3期三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画』を策定しました。第2期計画までの成果と課題を踏まえ、さらなる地域福祉推進に向けて取り組んでいきます。特に、今後の認知症や軽度認知障害を抱える住民の増加に備え、成年後見制度の利用促進をはじめ地域の権利擁護支援の体制構築は重要な課題となっています。また、「地域共生社会」の実現に向け、地域包括ケアシステムの取り組みが推進されていますが、その構成要素である「生活支援・介護予防」の体制づくりは、社協の目指す支え合いの地域づくりと方向性を同じくするものであり、本会としても生活支援体制整備事業の受託をとおして積極的に役割を果たしていきます。

「地域共生社会」の実現は、本会の使命である『この地域で住み続けたい』願いの実現を目指します」と根底において価値を共有しています。改めて社会福祉法に規定された地域福祉の推進を目的とする団体としての自覚を持ち、「地域共生社会」の実現において中心的な役割を担えるよう着実に取り組みを進めていきます。

重点目標

- 『第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画』に基づく地域福祉の実践
- 成年後見制度利用促進のための地域における権利擁護支援の体制構築

主たる実践内容

1 実践活動

地域福祉を推進する方策は以下のとおりです。

- (1) 社協全体で取り組む活動

地域福祉の推進を目的とする団体の職員として、一人ひとりの職員がコミュニティソーシャルワークの視点を持ち、住民やボランティア、様々な関係機関等と連携し、住民の自立生活上の課題の早期発見と解決に向けた取り組みを進めます。

また、近年の介護・福祉人材の不足に対し、人材の確保、養成、職場定着を図るために一人ひとりの職員の目標達成やキャリア形成に必要な環境整備に努めるとともに引き続き処遇改善に取り組んでいきます。
- (2) 地域における総合相談支援活動
 - a ふれあいあんしんセンター兼権利擁護センター

福祉圏域(中学校区)に地域担当のコミュニティソーシャルワーカーを配置し、多様な福祉課題を抱える住民の自立生活を支援します。支援にあたっては公私の様々な関係者との連携・協働を促進するとともに、福祉課題に対する関係者の対応力の開発・強化をも意識して取り組みます。

また、近年増加傾向にある権利擁護の相談に対応するため、平成28年10月より権利擁護センターを設置して取り組んできました。成年後見制度の相談や申立支援、法人後見受任、市民後見人の養成、研修会の開催、広報・啓発等、広範多岐にわたる権利擁護の課題を取

り組んできました。令和2年度は、町からの受託事業である三種町成年後見支援センターとの役割分担や機能の見直しを行い、相談支援活動と地域で唯一の法人後見実施主体として地域の権利擁護支援の体制構築に貢献していきます。

- b 福祉生活サポートセンター(日常生活自立支援事業)

当該センターは第2種社会福祉事業である日常生活自立支援事業を実施するセンターです。この事業は、成年後見制度の利用に至る前の契約締結能力のある住民との利用契約に基づいて実施する事業であり、主な業務内容は、①福祉サービス利用援助、②日常的金銭管理、③書類等預かりサービスとなっています。町社協としては県内で最も契約件数の多い状況(令和2年2月末現在29件)であり、認知症や軽度認知障害を抱えながら暮らす住民の増加に伴い、利用ニーズは増加していくものと予想されます。必要とする住民に広く利用していただくよう今後も積極的な情報提供、広報・啓発に努めます。
- c 相談支援センター(指定居宅介護支援事業所)

相談支援センターは、介護保険法における指定居宅介護支援事業所としての活動を中心としつつ、地域福祉の推進を目的とする社会福祉協議会の事業所に求められる高齢者分野の総合的な相談支援活動を展開します。また、三種町の設置する「三種町自立支援型地域ケア会議」にも積極的に参加し、自立支援に資するケアマネジメント支援に取り組むとともに、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築に貢献していきます。
- d 三種町成年後見支援センター

認知症や知的障害、その他の精神障害により財産管理や日常生活等に支障のある人たちを社会全体で支え合うことが地域共生社会の実現には欠かせません。一方で、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていない現実があります。このような状況を是正するため、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。当該センターは、同法に基づいて平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」に位置づけられたものであり、令和3年度末までに市町村単位での設置が努力義務とされました。全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することが目指されており、当該センターはネットワークの中核としての役割を担っていきます。
- e 生活支援体制整備事業(介護保険の地域支援事業)

地域包括ケアシステムの構成要素である「生活支援・介護予防」の体制を整備するため、町から当該事業を受託し、第1層(町全域)に1名の生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を配置します。当該事業の推進にあたっては事務局である町と緊密に連携をはかり、地域の様々な主体から構成される「協議体」の設置に向けて取り組むとともに、日常生活圏域としての第2層(中学校区等)や第3層(自治会やサロン等)において、互助を基本とした生活支援・介護予防サービスが活発に展開されるよう必要な環境整備に取り組んでいきます。
- (3) 在宅福祉サービス

福祉サービス課では、利用者が可能な限り住み慣れた場所で、自分らしく、そして自らの有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう各種サービスを提供します。

また、本会の事業所が提供するサービスは、常に地域福祉の視点をもってサービスに当たり、生活課題の早期発見に努め、既存のサービスで対応できていない生活支援ニーズについてはソーシャルワーク係や関係機関と連

携し取り組みを進めます。

a ホームヘルプサービス

介護を必要とする高齢者及び障害者の方々が、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を営むことができるよう利用者の立場に立ったサービスを提供します。

また、利用者がこれまで出来ていたことを維持・継続できるように自立に向けた援助計画を作成し、利用者ニーズの把握と関係機関等との連携及び情報の共有に努め、在宅生活が継続できるよう支援します。

b デイサービスセンター

利用者が可能な限り住み慣れた場所で、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう生活機能の維持・向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、社会的孤立の解消及び心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的としてサービスを提供します。

季節の行事の取り入れや、ADL維持運動、個別作業、レクリエーション等の提供を行い、心身ともに生活意欲の向上に繋がるように働きかけ、利用者個々の有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

また、今年度も地域や小中学校のボランティアの受け入れを行い、地域住民との交流を図ります。

c 訪問入浴サービス

訪問入浴サービスでは、寝たきりの高齢者や重度の身体障害者、終末期を迎えている方などが「住み慣れた自宅で安心して過ごしたい」という切実な願いを少しでも手助けできるように、本人や家族の意向を尊重し、関係機関との連携を図り、きめ細かいサービスの提供に努めます。

2 指定管理事業および町受託事業

地域福祉センターの指定管理者として適切かつ効率的な管理経営に努めます。また、受託事業については地域福祉を推進する上で必要な社会資源ととらえ、サービスの利便性と効率性を高めるとともに質の向上に努めます。

指定管理事業および町受託事業は次のとおりです。

- (1) 地域福祉センター管理経営事業（町指定管理）
- (2) 高齢者生活支援ハウス事業
- (3) 外出支援サービス事業
- (4) 配食サービス事業

- (5) 生きがい活動支援デイサービス事業
- (6) 生活支援ホームヘルプサービス事業
- (7) 身体障害者訪問入浴事業
- (8) 地域相談窓口業務
- (9) 家族介護者交流事業
- (10) 障害者移動支援事業
- (11) 要介護認定調査
- (12) 介護予防プラン作成
- (13) 三種町市民後見推進事業
- (14) 生活支援体制整備事業（再掲）
- (15) 成年後見支援センター運営事業（再掲）

3 組織・財政基盤の強化

(1) 財政基盤の強化

社会福祉法人である社会福祉協議会には、地域福祉の推進を目的とする公益性の高い民間非営利組織としての規律を維持するとともに、地域の様々な利害関係者との信頼関係を通じた経営基盤の強化が求められます。特に財政基盤の強化は健全な経営のための必須条件であり、恒常的な経費の節減努力とともに介護保険事業等の効率的な経営に努め、あわせて各種助成金や共同募金配分金等の民間資金の活用も含め、様々な創意工夫による自主財源の確保に努めます。

(2) 人事管理制度による職員の資質の向上

職員一人ひとりの資質向上の取り組みや業務への取り組みを評価し、適切な人事管理に努めるとともに、組織として計画的な人材育成に取り組み、組織全体の活性化を促進します。

(3) P R活動

社協だより『きずな』、本会ホームページやフェイスブックの充実、新聞やテレビ等のマスメディアを積極的に活用し、住民をはじめ様々な関係者に必要な情報を漏れなく伝達するよう取り組みます。

4 その他の活動

- (1) たすけあい資金貸付事業
- (2) 子どもの学習支援事業
- (3) ボランティアの育成・サロン活動支援等
- (4) 生活福祉資金貸付事業
- (5) 共同募金事業への協力
- (6) 実習生・研修生の受け入れ
- (7) その他必要な活動

令和2年度 一般会計資金収支予算

(単位：千円)

	収 入		支 出	
	勘 定 科 目	金 額	勘 定 科 目	金 額
事業活動による収支	会費収入	3,204	人件費支出	215,843
	寄附金収入	2,409	事業費支出	33,443
	補助金・負担金収入	64,849	事務費支出	45,424
	共同募金配分金収入	740	貸付事業支出	650
	受託金収入	71,898	助成金支出	864
	貸付事業収入	489		
	事業収入	1,021		
	介護保険事業収入	135,447		
	障害福祉サービス等事業収入	8,567		
	雑収入	4,655		
	事業活動収入計 (1)	293,279	事業活動支出計 (2)	296,224
事業活動資金収支差額 (3) = (1) - (2)			△ 2,945	
施設整備等による収支	施設整備等寄附金収入	0	ファイナンス・リース債務の返済支出	1,313
	施設整備等収入計 (4)	0	施設整備等支出計 (5)	1,313
	施設整備等資金収支差額 (6) = (4) - (5)			△ 1,313
その他の活動による収支	たすけあい貸付基金積立資産収入	650	たすけあい貸付基金積立資産支出	490
	サービス区分間繰入金収入	24,180	サービス区分間繰入金支出	24,180
	その他の活動による収入（退職手当積立基金預け金返還金収入等）	11,630	その他の活動による支出（退職手当積立基金預け金支出等）	10,098
	その他の活動収入計 (7)	36,460	その他の活動支出計 (8)	34,768
	その他の活動資金収支差額 (9) = (7) - (8)			1,692
	予備費支出 (10)		0	
	当期資金収支差額合計 (11) = (3) + (6) + (9) - (10)		△ 2,566	
	前期末支払資金残高 (12)		48,720	
	当期末支払資金残高 (11) + (12)		46,154	

社会福祉協議会会費

へのご協力をお願いいたします

7月1日から
始まるよ!



各地域を担当されている方が訪問いたします。

社会福祉協議会は、地域の様々な生活課題を地域住民の皆さまや関係機関とともに考え、解決に導く活動を展開し、地域福祉の推進に努めます。



今地域ではどのような問題がおきているのだろうか？

❖ 公的な福祉サービスだけでは対応できない問題

- ・介護サービスだけでは日常生活を支えきれないという問題
- ・病気やケガなどで一時的に要介護状態になってもサービスが使えず日常生活が困難となる問題

❖ 公的な福祉サービスによる総合的な対応が不十分であることから生じる問題

- ・たとえば一つの世帯に要介護高齢者と障がいを抱えた家族がいる場合、それぞれの制度で定められた公的サービスは利用できても、それだけでは地域自立生活上の様々な課題に適応していくことが難しい問題

❖ 生活困窮（経済的困窮、社会的排除や社会的孤立といった社会関係の困窮、課題の複合性）という新たな問題

このような生活課題の相談に応じ、支援していくのが社会福祉協議会の大きな特徴です。

皆さまから募った「会費」を自主財源とし、地域に働きかけ、差別や排除のない誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりをすすめていくことで、会員の皆さまに還元していきます。

一般会費

700円

(各世帯にお願いしています。)

賛助会費

1,000円以上

(個人の方にお願いしています。)

特別会費

2,000円以上

(施設や法人、企業にお願いしています。)



福祉教育



ジュニアボランティア講座

※社会福祉協議会は、地域住民、福祉活動に関わる住民組織、社会福祉施設、保健・医療・教育などの関係機関によって構成される団体です。法的には地域福祉を推進することを目的とした団体として、社会福祉法第109条に規定されています。

お問い合わせ

三種町社会福祉協議会 TEL 72-4400

※社協会費は、活動に賛同してくださる方にお願いしております。

新型コロナウイルス感染の影響により 生活資金にお悩みの皆さまへ

秋田県社会福祉協議会では、生活福祉資金貸付制度の特例貸付を行っております。

緊急小口資金

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により収入が減少した世帯に、当座の生活費をお貸しします。

貸付額 10万円以内

●ただし、次の世帯は **20万円以内**

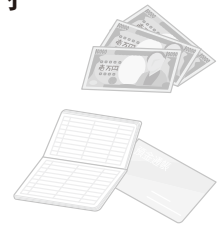
- (1) 新型コロナウイルス感染症の罹患者がいる。
- (2) 要介護者がいる。
- (3) 世帯員が4人以上いる。
- (4) 臨時休校等となった子の世話が必要となった労働者がいる。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方がいる など

据置期間 1年以内

返済期限 2年以内

貸付利子 無利子

連帯保証人 不要



総合支援資金

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により収入が減少した世帯に、生活再建までの生活費をお貸しします。

貸付額 ●二人以上の世帯… **月20万円以内** ●単身世帯… **月15万円以内**

貸付期間 原則3カ月まで **返済期限** 10年以内 **連帯保証人** 不要

据置期間 1年以内 **貸付利子** 無利子

よくある質問

Q どこで相談や申請を行えばいいですか？

A 三種町社会福祉協議会が窓口です。世帯の状況によって、自宅訪問・メール・電話での相談も可能です。

Q 休業や失業をしていないのですが、申請できますか？

A 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少があれば、対象となります。

Q 事業の運転資金に利用できますか？

A 本貸付は生活費の貸付ですので対象外です。事業に関しましては信用保証協会の貸付等をご参照ください。

その他、気になる点がございましたら、三種町社会福祉協議会までご連絡ください。

受付日時 月～金曜日 午前9時～午後4時（土・日・祝日は除く）

窓口住所 三種町地域福祉センター（三種町森岳字上台93-5）

TEL 83-4861 **FAX** 83-5115

※混雑が予想されますので、あらかじめご予約ください。
ご予約の方を優先して相談を受け付けています。

三種町に在住し就学援助世帯等に属する中学生・高校生の方を対象に、元教師・現役塾講師の先生方を迎え学習のサポートを行っています。

- 日時：**毎週土曜日（午後の2時間程度）
※夏休みや冬休みは平日も予定
- 場所：**三種町地域福祉センター
- 参加費：**無料
- その他：**事前申し込みが必要です。
状況に応じて送迎にも対応いたします。



大館市の伝統工芸「曲げわっぱ」づくり体験

学習のサポートの他に、年に数回体験型学習として様々な職業について学ぶ機会を設けています。令和元年度は、調理実習や曲げわっぱ作り体験などを行いました。

保護者の方へ

- 子どもの学力が心配だけど忙しくて勉強を見てあげられない
- 進学費用に不安や悩みがある

など

修学資金や普段の生活などに関するお悩みには、三種町社会福祉協議会の相談員が対応いたします！
まずはお気軽にご連絡ください

お問い合わせ 三種町社会福祉協議会 TEL 83-4861

琴丘小学校福祉体験

2月19日に琴丘小学校で、小学校4年生19名を対象に福祉教育を行いました。

子どもたちは、3人1組で車イスを使い、体育館だけでなく校舎内も実際に動き回り、車イスでの生活を体験しました。

子どもたちは、車イス体験を通して、相手の気持ちを考えることやサポートする時の正しい知識について、勉強しました。



大切に使用させていただきます

災害用LEDライト

山本中学校から、災害用LEDライトをいただきました。

山本中学校では、毎年JRC委員会が中心になってペットボトル・缶などを地域から回収しており、今回はその収益金からLEDライトを贈呈していただきました。



手作りマスク

匿名の方から、手作りマスク80枚をいただきました。一つひとつ丁寧に包装されたマスクから、作り手の温かい心が伝わってきます。



令和2年度から、新たに2つの事業が始まりましたのでご紹介いたします。

三種町生活支援体制整備事業のご案内

三種町生活支援体制整備事業

事業の目的

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していけるよう、生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築していきます。

事業の内容

- 生活支援コーディネーター¹（地域支え合い推進員）の配置
- 協議体²の設置および運営

今、住民同士のつながりが薄れてきていることが社会問題となっているね。絆づくりの場として、サロンなどの「居場所」が大きく注目されているんだ。たすけあいの楽しさを共有しながら、そのために何ができるかいっしょに考えたり、活動に参加してくれる人を増やしたり、新しい居場所を作り出していったりできるといいね♪

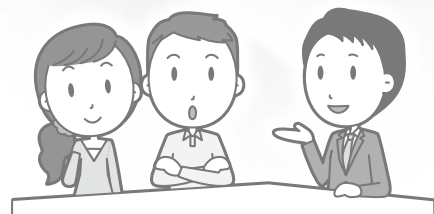


- ¹ 生活支援コーディネーター…人と人、人と地域をつなぐ橋渡し役。
² 協議体…地域をもっと良くするための団体や個人の集まり。
(例) 自治会・民生児童委員・老人クラブ・地域住民など

新しく三種町成年後見支援センターが設置されます！

成年後見支援センターは、三種町における成年後見制度の利用促進を図ることを目的に、町から事業を受託して設置するセンターです。令和2年4月～6月までは開設準備期間とし、7月からの本格活動を目指して準備を進めています。

認知症・知的障がい・精神障がい等の理由で判断能力が十分でない人の権利や財産を守り、安心して暮らせる地域づくりを目指します。



具体的な内容

- 成年後見制度に関する相談および利用支援
 - 成年後見制度の広報および啓発
 - 市民後見人の養成および活動支援
 - 市民後見人候補者の登録、受任調整および家庭裁判所への推薦
 - 成年後見制度に係る関係機関との連携および調整
- など

成年後見支援センター（開設準備室） TEL 83-4861



善意 ありがとうございます

(敬称は略させていただきます)

香典返し (5/21までの届出)

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| ・西村 カツ子 (川尻) | ・加藤 テル子 (勝平) | ・田中 一彦 (鯉川北) |
| ・関 春男 (川尻) | ・渡辺 房子 (大曲) | ・近藤 紀雄 (秋田市) |
| ・大村 幸信 (釜谷) | ・三浦 清美 (山口) | ・松田 正美 (鹿中) |
| ・牧野 幸次 (浜村) | ・田森 敏雄 (鵜川) | |
| ・近藤 アヤ (鯉川北) | ・田中 尚子 (浜田) | |
| ・川村 末子 (泉沢) | ・近藤 敏夫 (長面) | |
| ・千葉 浩平 (浜田) | ・石井 健喜 (志戸橋) | |
| ・信太 スミエ (豊岡) | ・田中 真理 (埼玉県) | |
| ・櫻田 憲雄 (外岡) | ・工藤 清勝 (勝平) | |
| ・三浦 卓 (浜田) | ・三浦 篤志 (金光寺) | |
| ・棚橋 トシ (鹿中) | ・田森 成 (富岡) | |
| | ・近藤 久信 (小町) | |

寄贈

- ・近藤アヤ トイレットペーパー他
- ・匿名 手作りマスク80枚
- ・山本中学校 災害用LEDライト

共同募金追加報告

千刈田地区…11件 6,600円

ケアマネジャー 募集

	ケアマネジャー	ホームヘルパー
雇用形態	正職員	パート職員
採用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員（ケアマネジャー）の有資格者 ・普通自動車免許取得者（AT限定可） 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員初任者研修（ヘルパー2級）の有資格者 ・普通自動車免許取得者（AT限定可） ・短時間勤務可能
職務内容	在宅の高齢者や障害者のご家庭を訪問し、介護支援計画の作成や各種在宅福祉サービス申請代行、関係機関との連絡調整などを行い、住み慣れた地域での生活を支援するお仕事です。	在宅の高齢者や障害者のご家庭を訪問し、入浴・移動などの介護サービスや清掃・洗濯など生活支援サービスを行います。住み慣れた地域での生活を支援するお仕事です。
給与	月給165,000円～215,000円 (3か月の試用期間あり、前職での給与・経験を考慮します)	時給850円～ (3か月の試用期間あり、前職での給与・経験を考慮します)

- 採用人数：若干名
 - 受付期間：令和2年6月30日(火)まで
- ※履歴書に資格証明書の写しを添えてお申し込みください。
後日、面接の上『採用の可否』をご連絡いたします。

お申し込み・お問い合わせ先
三種町社会福祉協議会
TEL 72-4400 FAX 83-3200

弁護士による 無料法律相談

原則、偶数月の第3木曜日に三種町地域福祉センターにて、弁護士の無料法律相談を開催します。

金銭・土地・離婚・損害賠償等の法律全般についての困りごとの相談ができます。

- 日時
6月18日 14:00～16:00
- 場所
三種町地域福祉センター 図書室
- 定員
最大4名まで(要予約)。
1名あたり30分以内の相談となります。
- お申し込み・お問い合わせ
三種町社会福祉協議会
TEL 83-4861

この事業は皆様からの共同募金の配分金の一部を活用し行われています。



●本誌「三種町社協だより」は皆様からの共同募金の配分金の一部を活用し発行しています。